



目次

令和6年第2回定例会	2
総務委員会審査	2
議案ピックアップ	4
審議結果一覧	6
議員の辞職について	8
議会レポート	8
一般質問	9
おしらせ	11
議会日誌、編集後記	12

川辺の里山
(岐阜のグランドキャニオン)
～遠見山からの眺め～

第2回定例会

6月定例会 会議日程 6月4日～14日



物価高対応給付金・定額減税を重点に一般会計予算 1億7,979万9千円ほか、特別会計等を補正

令和6年第2回定例会が、6月4日から14日の会期で開催され、報告案件2件、承認案件5件、議案7件が審議され、いずれも可決されました。

議会最終日14日には、議案2件と発議1件が追加上程され、原案のとおり可決されました。



総務委員会審査

6月定例会に上程された7件の議案は総務委員会に付託され、6月4日から2日間審査が行われました。委員会に付託された議案について、各課から説明を受け、質疑応答・必要書類の提出を求め審査を進めました。審査に当たっては、延べ36件余りの質疑応答が行われ、6月5日に討論・採決を行った結果、審査に付された全ての議案について、全会一致で可決すべきものと決定しました。審査における主な質疑応答は次のとおりです。

A 令和5年度末の退職者は8名であり、理由はすべて自己都合退職である。

Q 職員の退職について、令和5年度末に辞めた職員は何人か？また退職の理由等は？



A 各避難所にトイレの設置を考えており、レイアウトはできている。区との連携は今年度も出前講座等を予定している。

Q 災害対策について、トイレ設置に関し、マニュアル等あると思うが、設置場所の想定はあるのか？また、共助について、区との連携はどのように考えているか？

令和6年度川辺町一般会計補正予算（第1号）について



Q 災害時のペットの取り扱いについてどのような考えか？

A ペットは家族の一員という考えもあるが、まずは人命の救助が第一であり、避難所での生活においては、鳴き声やアレルギー等についての心配もある。能登半島地震では、ペットがいるため避難所ではなく、駐車場で避難生活をしている方もいたとのことである。今現在具体的な案はないが、課題として今後対応を検討する必要があると考えている。

Q 定額減税について、個人事業主は確定申告してから減税されるのか？

A 個人事業主は確定申告で年税額から減税になる方もいます。

※(解説)

個人事業主は、予定納税額があれば予定納税額から減税し、予定納税額がなければ確定申告で年税額から減税を受ける。

※定額減税、調整給付については、川辺町ホームページで詳しく説明していますので参考にご覧ください。



定額減税



調整給付



Q 低所得世帯支援給付金給付事業は申請主義のようだが、未申請者に対して、町はどのような対応を考えているか？

A 申請状況を確認し、未申請者には電話対応を考えている。

Q 児童手当の拡充について、小学生3人、中学生1人、高校生1人の合計5人の場合は、いくらになるのか？

A 高校生1万円、中学生1万円、小学生の3人は第3子以降になるのでそれぞれ3万円の計9万円で、すべて合わせて11万円になります。



Q 全日本中学選手権競漕大会の開催にあたり、物産など川辺町をPRするようなことは考えているか？

A 物産については、大会に影響が出ないよう煙や匂いが発生しない商品を扱うキッチンカーを考えている。PRについては、休憩所である中央公民館ロビーで町のPRビデオ等を流す予定である。



Q 職員の休日出勤の対応について代休が基本ということだが、本人が代休か時間外手当かを選ぶことはできるのか？

A 基本は代休であり、所属長が決定する。しかし、夏場のイベントシーズンは、代休がとりにくいことから時間外手当の支給を考えている。

議案ピックアップ

定例会で審議された案件の中から、承認案件1件、条例案件1件、契約案件2件、その他案件1件、各会計補正予算をピックアップして詳しく説明します。

PICK UP1 承認案件

専決処分について承認を求める件

《川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例》

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したもの。主な改正点は以下のとおり。

◆小規模保育事業所等における保育士配置基準を以下のとおり改める。

- ・満4歳以上の児童 30人につき1人→25人につき1人
- ・3歳以上4歳未満の児童 20人につき1人→15人につき1人

PICK UP2 条例案件

川辺町税条例の一部を改正する条例

所得税法等の一部を改正する法律及び公益信託に関する法律の公布に伴い、町条例の一部を改正するもの。主な改正点は以下のとおり。

- ◆引用条文の条項ずれ等に伴う字句の整理
- ◆新たな公益信託制度の創設(特例措置の廃止)に伴う条文削除



PICK UP3 契約案件

川辺町庁舎、保健センタートイレ設備 改修工事請負契約の締結について

契 約 金 額	53,350,000円
工 期	令和7年3月19日
契約の相手方	佐伯総合建設株式会社
契 約 内 容	庁舎及び保健センタートイレの洋式化、乾式化、多目的トイレの設置等

棚昇降式食器消毒保管機(蒸気式) 購入契約の締結について

契 約 金 額	9,790,000 円
納 入 期 限	令和6年8月23日
契約の相手方	岐阜アイホー調理機株式会社
契 約 内 容	給食センターの食器消毒保管庫の更新



PICK UP4 その他案件

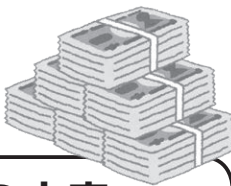
岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正するもの。
主な改正点は以下のとおり。

- ◆マイナンバーカードの健康保険証利用により令和6年12月2日以降、被保険者証及び資格証明書の発行がなくなり、マイナンバーカードを持たない方へ資格確認書等を発行するため改正するもの。

PICK UP5 各会計補正予算

追加の財政需要に対する予算の承認・議決が行われました。



令和6年度川辺町一般会計補正予算(専決第1号)の内容

- ◆歳入

 - ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (84万2千円)
- ◆歳出

 - ・定額減税対応システム改修委託料 (84万2千円)

一般会計及びその他特別会計では、追加の財政需要に対する予算の補正が行われました。

一般会計補正予算(第1号)の内容

令和6年度一般会計 (1億7,979万9千円)

- ◆歳入

 - ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (国:1億5,382万7千円)
 - ・新型コロナウイルスワクチン接種助成金 (国:1,610万2千円)
 - ・社会資本整備総合交付金 (国:▲1,065万1千円)
 - ・繰越金(1,451万9千円) など
- ◆歳出

 - ・人件費 (▲725万8千円)
 - ・定額減税調整給付事業 (1億2,539万7千円)
 - ・低所得世帯支援給付金給付事業 (2,914万円)
 - ・予防接種(新型コロナウイルスワクチン)事業 (2,588万5千円)
 - ・町道維持工事 (884万9千円)
 - ・中川辺駅西地区周辺整備事業 (▲400万円) など



【その他特別会計等補正状況】

会 計 名		補 正 額
国民健康保険		54万5千円
介護保険		▲1万1千円
水道事業	収益的収入	▲55万4千円
	収益的支出	▲56万円
	資本的収入	670万7千円
	資本的支出	1,194万4千円
下水道事業	収益的収入	▲99万3千円
	収益的支出	▲99万8千円
	資本的収入	14万6千円
	資本的支出	14万6千円

こんなことが決まりました。

令和6年第2回定例会審議結果

件 名	採決状況 (賛成：反対)	結果
専決処分について承認を求める件 《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》	賛成 7：反対 0	承認
専決処分について承認を求める件 《川辺町税条例の一部を改正する条例》	賛成 7：反対 0	承認
専決処分について承認を求める件 《川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例》	賛成 7：反対 0	承認
専決処分について承認を求める件 《川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例》	賛成 7：反対 0	承認
専決処分について承認を求める件 《令和6年度川辺町一般会計補正予算(専決第1号)》	賛成 7：反対 0	承認
川辺町税条例の一部を改正する条例	賛成 7：反対 0	可決
岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約	賛成 7：反対 0	可決
令和6年度川辺町一般会計補正予算(第1号)	賛成 7：反対 0	可決
令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	賛成 7：反対 0	可決
令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第1号)	賛成 7：反対 0	可決
令和6年度川辺町水道事業会計補正予算(第1号)	賛成 7：反対 0	可決
令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)	賛成 7：反対 0	可決
佐藤光宏町長に対する問責決議	賛成 5：反対 2	可決
川辺町庁舎、保健センタートイレ設備改修工事請負契約の締結について	賛成 7：反対 0	可決
棚昇降式食器消毒保管機(蒸気式)購入契約の締結について	賛成 7：反対 0	可決



賛否が分かれた議案



○:賛成
×:反対

件 名	議 員 名								審議結果
	井戸三兼	平岡正男	奥田哲也	桜井真茂	佐伯雄幸	市原敬夫	石原利春	櫻井芳男	
佐藤光宏町長に対する問責決議	○	○	×	議長	×	○	○	○	可決

佐藤光宏町長に対する問責決議

福島地区の企業進出についての地元説明会において、町長の発言に対し、議員2名から問責決議案が提出され、賛成5反対2の賛成多数で可決されました。

福島地区内の企業進出について、先日断念したとの説明があった。この計画については、町が企業との間に入り、説明会等を開催された。町からの説明では、企業進出ということで、企業側からのアプローチである旨の説明はあったが、町が説明会の橋渡しをしており、町民は事業の成功に大きな期待をしていたことと考える。今回の事業断念は誠に残念で、町民の落胆も大きく、今後の農業意欲の回復にも大きな影響があると懸念する。町長は、説明会の中で、「この件が失敗に終わったらどう責任を取るのか？」の質問に対し、「成功したら何かご褒美はいただけますか？」と回答された。これは、大切な土地を提供し、川辺町の発展の一助にと考えていた町民の方に対して大変失礼な発言だと考える。よって、今回の発言は、町政運営の最高責任者としての自覚が欠如しており、町民の不安と失望を招いたものとして責任を強く問うものである。

令和6年6月14日

川 辺 町 議 会

？「発議」とは

議員が「議案」を議長に提出することをいいます。川辺町では、1つの発議案に関して原則として発案者以外に1人以上の議員が賛同しなければ提出することができません。主な発議案として、「条例」、「意見書」などがあります。

？「問責決議」とは

議会が意思を示す決議の一つで、首相や大臣、地方自治体の首長の政治責任を問うものです。憲法や法律には問責決議についての規定はなく、問責決議案が可決されても法的拘束力はありません。



お詫びと議員の辞職について

本町議会議員による飲酒運転事案についてのお詫び

本町議会議員である佐伯瞬議員が酒気帯び運転により検挙される事案が発生いたしました。

飲酒運転の根絶は町民共通の願いであり、町を挙げて懸命に取り組む中で、町議会議員自らがこのような事態を起こしたことは、町議会を代表する議長として誠に遺憾に存じますと共に町民の皆さまに深くお詫び申し上げます。また、この事案と併せて車両事故を起こしていることから、御迷惑をおかけした方に対しまして、心からのお見舞いを申し上げます。今後は二度とこのようなことが起こらぬよう全議員が再発防止はもとより、改めて綱紀粛正に努めてまいります。

川辺町議会議長 桜井 真茂

議員の辞職のお知らせ

上記事案の責任をとり、佐伯瞬議員から辞職願が5月27日付けで提出され、5月31日付けで辞職が許可されましたのでお知らせします。

※町議会議員の欠員が1/6を超える(川辺町の場合は2名以上)と補欠選挙が行われます。また、1/6を超えない場合でも、直近の町長選挙があれば併せて補欠選挙が行われます。(欠員となった時期が町議会議員選挙から3か月以内の場合は、次点者が繰り上がり当選となります。)今回の場合、欠員が1/6以内のため、当面の間、8名で議会を運営していきます。

議会レポート

社会福祉協議会の経営改善報告について

令和6年5月17日開催の議会行政連絡会議内で、社会福祉協議会から経営改善状況の報告がありました。

経営改善については、経営管理体制の改善、人件費の削減、事業の見直し、事業所の環境整備などを中心に実施し、黒字化に向け経営改善が進んでいるという報告がありました。しかし、問題点として、人員の不足が挙げられており、今後、職場環境の改善を図っていくとのことでした。

社会福祉協議会の経営改善の取り組みの詳細は、社会福祉協議会の情報誌「やすらぎ」に随時掲載される予定ですので、ご覧ください。



今聞きたいこんなこと



一般質問

? 「一般質問」とは？

議員が、町の一般事務に対してその執行の状況又は将来の方針、政策的提言や行政の課題などを町長などの執行機関に直接質すことです。

質問事項一覧

※質問順に掲載

質問番号	議員名	内 容
1	櫻井 芳男 議員	川辺町社会福祉協議会について
2	井戸 三兼 議員	川辺町の少子化対策について
3	佐伯 雄幸 議員	ハラスメントについて
4	市原 敬夫 議員	川辺町里地里山整備団体補助金について

紙面の都合上、一般質問と答弁を要約してあります。全文は、町HPに議事録を掲載しておりますので再質問と併せてご覧ください。

<https://www.kawabe-gifu.jp/>



Q

一般質問 1

櫻井芳男 議員

川辺町社会福祉協議会について

健康福祉課長

社協は地域福祉を担う重要な組織。指導を含め協力して地域福祉を充実させていく。

過去の一般質問で、社会福祉協議会（以下「社協」）の改善計画についての町の認識と支援の方針についての回答として、「社協は、地域福祉を担う重要な組織と認識している。」「組織体制の再構築により良好なサービスを受けられるよう指導助言をしていく」とのことでした。組織の見直しは必要だと思いますが、最近、ベテラン職員を含む複数の退職があつたと聞き、地域福祉サービスの質の低下を招くことになるのではと危惧しています。また、社協の経営について黒字化が進んでいる等の報告がありましたが、職員の退職により人件費が浮き黒字化となっているのではと考えます。このような状況の下、あらためて次の2点について回答を求めます。

①今後の川辺町の福祉行政の担い手である社協の行く末をどのように認識しているか。

②今後の地域福祉の展望をどのように考えるか。

A

①社協では、経営改善のための補助金を活用し、事務局長、会計責任者を新たに採用し、組織体制を見直すとともに、先進地の視察、事業所内での継続的な会議、好事例を参考にし、経営改善に必要と認めた施設修繕や作業効率の改善、人員の見直し等を進めています。町としても社協は地域福祉を担う重要な組織である認識に変わりはなく、先を見据えた計画的な事業の見直しの指導を行うとともに、引き続き連携会議等を月1回実施し、進捗状況を確認し、安定した経営に向けた取り組みを中長期的に見ていくことが重要だと考えています。

②町と社協は地域福祉推進の両輪であり、お互いの得意分野を生かしながら、現行の仕組みでは対応しきれない諸課題に対応できるよう、協力して地域福祉を推進、充実させていくことが必要と考えています。複雑化する地域福祉を推進するためには、社協との連携は勿論、住民の皆さまとの協働が最も重要だと考えています。

2

一般質問

井戸三兼
議員

川辺町の少子化対策について

参事

ふるさと教育の拡充で郷土愛の醸成を図り、子育て支援はこども家庭センターに集約して実施する。

Q

人口減少問題に対し、町では、「川辺町人口ビジョン」(以下「ビジョン」)を作成し、自然減対策と社会減対策が示されているが、具体性が見えてきません。そこで次の3点について回答を求めます。

①ビジョンを作るだけでは、その効果は現れません。例えば、非婚化・晩婚化の対策とはどのようなものか。

②ビジョンにある、「幼少期から人のつながり、町の良さを体感できる教育・遊びの場の提供」とは具体的にどのようなものか。また、それに関連してポケットパークを各地に造る計画はどうなったのか。

③子どもは町の宝という観点から全ての子育て世帯に支援すべきと考えるが、川辺町においてはどうような支援策があるのか。

A

①町では県が提供する、「ぎふ広域結婚相談事業支援ネット

ワーク」に登録し、その窓口を令和6年4月より開設しており、非婚・晩婚化対策の一助となるよう広く周知していきたいと考えています。

②具体的にはふるさと教育の拡充で、「川辺かるた」の活用やカヌー、ボート体験、登山などを通じて、人とのつながりや自然環境の豊かさを感じられる教育・遊びの場を提供していきたい。後段については、地域での活用や維持管理を条件にご要望があれば検討します。

③今年度から開設した「川辺町こども家庭センター」で、町のすべての妊産婦、こども、家庭の切れ目ないサポートを実施しています。また、経済的な支援として、出産子育て応援事業、高等学校就学準備等支援金、妊娠期出生後検診費用助成、第2子以降出産祝金支給事業等により必要な支援を実施しています。

3

一般質問

佐伯雄幸
議員

ハラスメントについて

生涯学習課長
総務課長研修等を実施し、防止に努める。
防止対策と研修等により防止に努める。

Q

ハラスメントについて、2点質問をします。

①パワーハラスメント(以下「パワハラ」)について、様々な案件があると思いますが、今回はクラブ活動の指導についてお聞きします。指導についてい力が入り、強い言葉を発する事もあると思います。しかし、相手はまだ精神面の弱い子どもたちです。指導者の方々とパワハラ等防止対策や指導方法等の研修会等を設けたらどうかと思いますが、いかがか。

②カスターマーハラスメント(以下「カスハラ」)について、役場職員が被害者となるケースも考えられます。現在東京都ではカスハラ防止条例の制定を目指して動いているとのことですが、川辺町では職員を守る為の対応マニュアルの策定や職員からの相談窓口の設置、その他予定されている対策等町としての考えは?

A

①指導者の皆様には、今後も日本スポーツ協会公認資格の更新や上位資格の取得を促進するとともに、県や地区が開催する研修会への参加や町が独自に行う研修会の開催についても検討し、ハラスメントの防止に努めていきます。

②職場におけるパワハラ防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となっています。町での取組として、職員の名札を名字のみへ変更、電話の通話録音、職員向けの研修、職員の相談窓口の設置等を行っています。今後も引き続き職員に対して、カスハラ対策の基礎知識や現場で対応する際のスキルなどを習得する研修を実施していくとともに、対応マニュアルの策定につきましても準備していきたい。

4 一般質問

市原敬夫
議員

川辺町里地山整備団体補助金について

産業環境課長

制度の周知に努め、補助金活用による環境維持を目指す。
当面の間現行制度を継続する。

Q

川辺町里地山整備団体補助金について6点質問します。

①利用者が使いやすいよう申請書類の簡便化を検討する考えはないか。

②申請書類については、個々の作業毎の計画申請ではなく、年間の計画書及び作業実績報告書を提出することも認める考えはないか。

③本制度に町の管理する町道法面、農道法面等も対象に含める考えはないか。

④本制度の対象者に自治会組織も含め、自治会が申請者となり、地域内の環境維持を図る事が考えられるが、それについてどうお考えか。

⑤補助金の対象に草刈り機本体の購入費も認め、申請者管理又は町からの貸与等が考えられるが、いかがか。

⑥これらによって、本事業の有効活用と地域の環境整備を推進するために、制度の一部見直しをすべきと考えるが、どうお考えか。

A

①補助金審査の必要最低限の内容のため、簡便化は考えていません。

②要綱上問題ありません。

③町道法面については補助対象外ですが、農地や山林に隣接した法面については、補助対象です。なお、農道の法面については補助対象です。

④補助金の目的が活動費の負担軽減ですので、資産となり得る備品の購入・貸与については考えておりません。なお、機械レンタル料は補助対象としています。

⑤本事業は令和5年度創設事業のため、当面は現行の制度を継続し、当事業を活用した団体から要望やご指摘をいただいた際には検討したうえで、活用しやすい制度に見直しをしていきたいと考えています。

お知らせ

次回 令和6年 第3回定例会の予定

9月10日 定例会(初日)
総務委員会

11日
総務委員会

13日
20日 定例会(最終日)
一般質問



(※日程は都合により変更となることがあります)

CATV 議会を動画で見よう

一般質問の様子をCCネットで放映しています。放送予定日は、定例会最終日以降の土曜日と日曜日です。

今年度からインターネットで一般質問の様子をみるできるようになりました。町HPにリンクが貼ってあります。



議会日誌 令和6年5月～7月

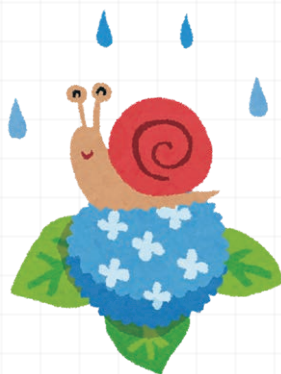
5月

- 8日
↳ JIAM新人議員研修
- 10日
- 11日 加茂地区交安協川辺支部定期役員総会
- 12日 青少年育成町民会議
- 15日 可茂市町村議会議長会議
第4回国民健康保険運営協議会
- 17日 議会行政連絡会議
- 21日
↳ 全国町村議会議長・副議長研修会
- 22日
- 24日 議会運営委員会



6月

- 2日 加茂郡体育大会
- 3日 県町村議会評議員会
- 4日 定例会(初日)・総務委員会
(定例会終了後)
- 5日 総務委員会
議会行政連絡会議
- 6日 総務委員会
- 10日 社会福祉協議会理事会
- 11日 川辺おどり花火大会実行委員会
- 14日 定例会(最終日)



7月

- 3日 議会報編集委員会
- 4日 東海環状自動車道中東濃地域建設促進協議会
- 5日 可茂地域一部事務組合議会第1回臨時会
- 8日 国道41号美濃加茂・下呂間強化推進同盟会
- 9日 議会報編集委員会
- 11日 可茂土木事務所との行政懇談会
- 17日 議会報編集委員会
- 25日 四線促進期成同盟会総会
- 26日
↳ 第44回全日本中学選手権競漕大会
- 28日
- 29日
↳ JIAM議員特別セミナー
- 30日



編集後記

川辺町議会基本条例第11条第1項には、議員の政治倫理として「議員は、選挙によって負託を受けた、町民の代表者であることを自覚し、理想と責任感をもって、議員としての品位を保持しなければならない。」同条第2項には、「議員は、自己の地位に基づく影響力を常に自覚し、その不正な行使及び町民の疑惑を招くような行動をしてはならない。」また、川辺町議会議員政治倫理条例第2条第1項には、議員の責務として「議員は、町民の代表であることを認識し、その役割と責務にふさわしい行動と言動をとらなければならない。」同条第2項には、「(略)議員としての品位を保ち、町民の模範となるよう努めなければならない。」と書いてあります。私たちももう一度議員としての自覚を持って町民が安心して豊かに暮らせる町づくりを推進して、町民の負託に応えるために議会の活動、役割、責務を考慮していかなければならないと思います。これから皆さんのご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

Y・S

議会だより・議会全般に対するご意見や感想がございましたら、FAX、メールにてお寄せください。

FAX : 0574-53-2374

メールアドレス : gikai@kawabe-gifu.jp